

中原区役所広告物審査委員会要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中原区役所が管理する庁舎、掲示板等に、また作成する封筒や刊行物、ホームページ等に広告物を導入することについて、事務の適正を図ることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的を達成するため、中原区役所広告物審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 広告物導入媒体の決定
- (2) 広告内容の決定
- (3) 契約内容の確認
- (4) その他広告物導入に際して必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長、委員をもって組織する。

- 2 委員長は区長を、副委員長は副区長をもって充てる。
- 3 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

区民サービス部長、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長、地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）副所長、道路公園センター所長、まちづくり推進部総務課長、まちづくり推進部企画課長

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会議の議長となり会議を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。

(議事)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(関係職員の出席)

第8条 委員会において必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(指名基準)

第9条 委員会は、業者の選定をしようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意しな

なければならない。

(1) 実績

(2) 当該契約執行についての適正

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、まちづくり推進部総務課において行う。

(手続)

第11条 所管課長は、広告物を導入しようとするときは、事前に中原区役所広告物審査委員会開催依頼書(様式第1号)を委員長宛て提出するものとする。

2 委員長は、委員会開催後その結果を広告物審査委員会結果通知書(様式第2号)により所管課長宛て通知するものとする。

(委員会の審議に関する特例)

第12条 委員長は、次に掲げる場合には、委員会を招集せず、各委員の承認を得ることにより委員会での審議に代えることができる。

(1) 既に導入された広告について、同一広告主が次に掲げる広告内容の軽微な更新を行う場合であって、川崎市広告掲載基準等関係規定の基準に適合することが明らかなき。

ア 名称、所在地、連絡先等の更新

イ 内容及び表現が、更新の前後で比較して類似の結果となる更新

ウ デザインの変更がない更新

エ その他広告内容の軽微な更新

(2) 付議事案の性質、緊急性その他の事情により、委員会での審議の必要性がないことが明らかであると認める場合又は委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認める場合

2 前項(1)に掲げる場合で、各委員の承認を得る必要性がないことが明らかであると認められる場合においては、総務課長に合議の上、所管課長の決裁により委員会での審議に代えることができる。

附 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。